

公益財団法人山崎香辛料振興財団評議員、理事及び監事の 報酬及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人山崎香辛料振興財団(以下「財団」という。)の定款第15条及び第32条の規定に基づき、評議員、理事及び監事の報酬及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員、非常勤理事及び監事に対する費用の支払)

第2条 評議員、非常勤理事及び監事は無報酬とする。

2 評議員、非常勤理事及び監事に対し、その職務を行うために要する費用を理事長の定めるところにより支払うものとする。

(常勤理事の報酬等)

第3条 財団に常時勤務する理事(以下「常勤理事」という。)に支給する定例の報酬(以下「報酬」という。)は、役員報酬及び給与手当とする。

2 常勤理事の報酬は、年額 600 万円以内とし、各年度の予算に定められた範囲内において、理事会及び評議員会の決議を経て、理事長が定めるものとする。

3 常勤理事の報酬については、年額分を 12 ヶ月に分割して俸給月額として支給する。

4 新たに常勤理事となったものには、その日から報酬を支給する。

5 常勤理事が離職又は死亡したときは、その日まで報酬を支給する。

6 前2項の規定により報酬を支給する場合にあっては、その報酬の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りにより計算する。

7 報酬の支給は、原則として毎月 25 日に支給する。

8 常勤理事には通勤手当は支給し、退職手当は支給しない。

附則

この規程は、平成 23 年 3 月 15 日に施行し、公益財団法人設立登記の日から適用する。